平成２１年（フ）第１６４９号
札幌市豊平区西岡２条11丁目27番15号　ハイツ中山Ｄ
債務者　佐々木千読
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６１号
札幌市清田区清田５条３丁目４番10号　藤マンションＡ
債務者　瀧澤まどか
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６４号
札幌市西区西野７条４丁目10番１号
債務者　秩父　文明
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６８号
札幌市白石区北郷９条３丁目６番１号　二見マンション７号
債務者　佐藤真理子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１３号
札幌市手稲区富丘１条７丁目１番７号
債務者　小山　啓太
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２８号
札幌市北区新琴似８条15丁目５番11号
債務者　田仲　勝弘
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２９号
札幌市北区新琴似８条15丁目５番11号
債務者　田仲　安子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３９号
札幌市東区北42条東２丁目１番18号　パインヴレッジⅡ６号
債務者　中島　昌子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５７号
札幌市北区新琴似７条10丁目３番19―301号
債務者　福原　里香
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２０号
札幌市清田区清田７条３丁目９番12号
債務者　池田　麻美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３９号
札幌市東区北27条東２丁目１番３号　グランドール大栄103号
債務者　越前恵こと　金　　禧廷
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７１号
札幌市西区二十四軒１条６丁目10番18号　ハイム727Ｂ―203号
債務者　土谷　正人
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７２号
札幌市西区二十四軒１条６丁目10番18号　ハイム727Ｂ―203号
債務者　土谷　真紀（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７８号
札幌市西区二十四軒４条４丁目６番３―313号
債務者　本田　英夫
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８４号
北海道江別市元江別860番地の35
債務者　菊地真紀恵
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９号
北海道留萌市高砂町３丁目３番20号
債務者　川上　悌子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第２１号
北海道苫前郡羽幌町南５条２丁目７番地の８
債務者　逢坂　弘光
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部